

鳥取県急傾斜地崩壊対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県急傾斜地崩壊対策事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、国庫補助・交付金急傾斜地崩壊対策事業、単県急傾斜地崩壊対策事業、単県小規模急傾斜地崩壊対策事業及び災害関連地域防災がけ崩れ対策事業（以下「急傾斜事業」という）における受益者負担金のうち、市町負担額を控除した個人が負担する額（以下「個人負担額」という。）の低減を図り、急傾斜事業を促進することにより、県民生活の安定に寄与することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、市町が急傾斜事業における受益者負担金にかかる個人負担額について、第6条に規定する補助金算定の基準日（以下「基準日」という。）における個人負担額と比べて低減する場合において、当該市町に対し予算の範囲内で本補助金を交付する。ただし、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業においては、単県小規模急傾斜地崩壊対策事業における本補助金の交付の対象となる市町村が実施する場合のみ交付の対象とする。

2 本補助金の対象となる急傾斜事業とは、平成25年4月1日以降に予算成立し、施行される急傾斜事業とする。

(補助対象経費)

第4条 本補助金の交付の対象となる額（以下「補助対象経費」という。）は、基準日の当該市町村の急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例等により算出される個人負担額から基準日より後に改正された同条例等により算出される個人負担額を控除した額とする。ただし、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業における基準日の個人負担額は、基準日の単県小規模急傾斜地崩壊対策事業における当該市町村の急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例等により算出される個人負担額とする。

(補助金交付額)

第5条 本補助金の交付額は、前条に定める補助対象経費の額の2分の1を乗じて得た額以下とする。

(補助対象経費算定の基準日)

第6条 本補助金の補助対象経費の算出に用いる基準日は、平成25年3月31日とする。

(交付申請の時期等)

第7条 本補助金の交付申請は、県土整備部所管事業市町村負担金通知要領（平成24年4月6日付第20120003746号鳥取県県土整備部長通知。本要綱制定後に改正があった場合は、改正を適用する。）に基づく通知書（以下「通知書」という。）の受理日から30日を経過する日までに行うものとする。ただし、単県小規模急傾斜地崩壊対策事業については、鳥取県単県小規模急傾斜地崩壊対策事業の交付申請の期日と同日までに行うものとする。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第8条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日を経過する日までに行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第9条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助金の増額又は3割以上の減額に伴うもの以外の変更とする。

2 第8条1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合においては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月15日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(提出書類の部数等)

第11条 規則及びこの要綱の規定により提出する書類は、正本1部及び副本1部とし、所轄の総合事務所長、西部総合事務所日野振興センター所長又は県土整備事務所長に提出するものとする。

(雑則)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、県土整備部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年9月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月16日から施行する。